

# 8月4日、団体交渉

2009年7月22日

広島大学長

浅原 利正 殿

## 団体交渉の申し入れ

広島大学教職員組合  
執行委員長 橋本 博明

日頃の貴職の奮闘に敬意を表します。

下記の事項について団体交渉の開催を申し入れます。特にこれまで学長の出席を頂いておりませんので、団体交渉への学長の出席を求めます。

なお下記事項について、団体交渉後に文書での回答をお願いするものです。

### 1. 平成21年6月19日に回答頂きたいわゆる「平成13年問題」について説明と協議。

(特に以下の点)

(1) この問題は当事者の職員の不利益状態であったことに対する回復措置を求めていましたが、今回の回答はそれに何ら応えたものになっていません。当該職員の不利益に対する回復措置をあくまで求めます。

(2) 回答文書中、3. の (3) 「外部資金で雇用し、その業務に従事させる場合には、雇用経費や研究計画の都合等による賃金の引き下げ及び雇用契約期間の終了に伴う雇止めもあり得るため、それとの均衡を考慮する必要があること。」とあります。外部資金で雇用する場合でも大学側が責任を持っており、上記のように「賃金の引き下げ・・・もあり得る」などは不当なことと考えます。今回の「13年問題」にかこつけて付加されたこの項全体を、本趣旨回答にそぐわないものとして削除を求めると思います。

### 2. 夏季賞与凍結問題について

本件については、雇用者側から労働者側への団体交渉申し入れという異例の手続きで2009年5月25日に本組合との団体交渉がもたれましたが、その場において労使はなんらの合意にも至りませんでした。その後5月29日に労働基準監督署へ就業規則変更を届け出られたようですが、「交渉」とうたいながら、なんらの合意点を見出せないまま就業規則の変更を届け出られたことは、本組合との団体交渉を単なる手続上の形式として利用したものであり、本組合との信頼関係を大きく損なうものといわざるをえません。

さらに、過半数代表からの第二回意見聴取会の日程調整を行う一方で、2009年6月16日に「平成21年5月人事院臨時勧告への本学の対応について（ご報告）」として学長名で職員向けに賞与削減の決定を報告されたことは、誠に遺

憾であり、これもまた過半数代表との信頼関係のみならず、本組合との信頼関係を著しく傷つけるもので、断じて容認することはできません。

さらに、「いろは」を利用した職員へのアンケート結果の多数を占める反対意見に耳を傾けることなく、アンケート実施の事実とそれへの回答数のみを職員への周知と意見集約の証拠としてその形式のみを利用したことは、教職員組合のみならず、広島大学職員に対する背信行為であるといわざるをえません。

また、賞与凍結の代償措置として、地域手当増額の前倒しが行われましたが、この措置が賞与削減の代償措置とはならないことはいうまでもありません。本来、平成21年2月2日の人事院規則9-49-37の趣旨に沿うならば、平成21年4月1日に施行されるべきものであったものです。

以上のことと踏まえ、この問題について以下の諸点を求める。

(1) 5月25日団体交渉以降の本件に関わる経緯を明らかにすることを求める  
本組合との信頼関係を傷つけたことについて学長の弁明を求めるもの

(2) 今回の賞与削減による余剰金は職員に支払われるべき性質のものであり、余剰金の代償措置としての使途を早急に明らかにしていただきたい。  
特に使途については職員組合や労働者代表と協議、合意の上決めて頂きたい。

3. 「2」に関連して代償措置の一環としても取り上げられている、所定労働時間を1日7時間45分、週38時間45分とするとの速やかな実施を求める。  
実施に当たっては、組合、労働者代表と協議して各事業場の特性を考慮して施行すること。

このことについては、平成21年2月19日に回答を頂いていることですが、上述の夏季賞与の凍結に関する状況となっており取り上げて頂きたい。

4. 平成21年6月4日回答のあった、「団体交渉要求項目（4、6、8、14、25～27、30～35、37～50）への回答について（回答）」のうち、以下の事項について説明と協議をお願いします。

(1) 「要求項目27」  
本学教職員の定年制について。

(2) 「要求項目43」  
タクシー乗車券について。

(3) 「要求項目25、26」  
残業問題について。

(4) 「要求項目4」（=助教俸給表）と、関連して「要求項目5」（=大学院調整額）。

以上